（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―一五（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第一条の規定に基づき、令和四年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示八）　四〇一

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十七条第三項第二号の規定に基づき、令和四年人事院公示第十二号の一部改正に関し、決定した件（同九）　四〇二

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）　四〇二

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、令和四年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（同一一）　四〇三

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同一二）

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同一三）　四〇四

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同一四）　四〇五

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一五）　四〇六

令和五年度塩需給見通しの公表について（財務省）

麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）

多摩川水系及び関川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　四一〇

東北地方整備局公示（東北地方整備局）

関東地方整備局公示（関東地方整備局）

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　四一一

中国地方整備局公示（中国地方整備局）

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　四一三

北海道開発局公示（北海道開発局）

労　働

労働安全衛生法第四十五条第三項の規定に基づく自主検査指針に関する公示（厚生労働省）　四一三

労働安全衛生法第七十条の二第一項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示（同）　四一四

国家試験

令和五年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について（環境省）　四一四

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和四年度令和五年一月分）（財務省）　四一四

本号で公布された法令のあらまし

◇土地改良法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一二九号）（農林水産省）

土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇土地改良法施行令及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（農林水産省）

一　土地改良法施行令の一部改正関係

土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号。三において「改正法」という。）の一部の施行に伴い、施設管理土地改良区から一般社団法人への組織変更の登記事項及び登記の申請書の添付書面並びに組織変更の無効の訴えに関し必要な規定を整備することとした。（第一条関係）

二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令の一部改正関係

施設管理土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体に組織変更を行った場合における当該組織変更後の法人について、特例業務負担金を納付する法人として農林水産大臣が指定できることとすることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行するものとすることとした。